

○犬による危害の防止に関する条例

昭和三十三年四月一日

福島県条例第十七号

改正 昭和三十四年四月一日条例第一三三号

昭和三十五年一月一日条例第三八号

昭和三十六年一月二〇日条例第六七号

昭和三十九年三月二六日条例第一九号

昭和四十二年三月二三日条例第一七号

昭和六〇年三月二六日条例第一五号

平成三年三月一九日条例第一九号

平成四年三月二四日条例第三四号

平成九年三月二五日条例第二五号

平成一二年三月二四日条例第七六号

平成二九年三月二四日条例第二二号

平成二九年一月二六日条例第九八号

〔福島県飼犬取締条例〕をここに公布する。

犬による危害の防止に関する条例

(昭四三条例三八・改称)

(この条例の目的)

第一条 この条例は、犬が人又は家畜その他に危害を加えることを防止し、もつて公衆衛生の向上と社会生活の安全に寄与することを目的とする。

(昭四一条例一三・昭四三条例三八・一部改正)

(遵守事項)

第二条 犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。)は、その所有し、又は管理する犬(以下「飼犬」という。)について、次の事項を守らなければならない。

- 一 飼犬が人又は家畜その他に危害を加えることのないように、これを管理すること。
- 二 犬舎の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にするとともに、昆虫の発生の防止及び駆除を十分にすること。
- 三 飼犬が道路、公園その他公衆の往来し、又は集合する場所及び他人の所有地内にふんその他により汚染し、又は荒らすことがないようにすること。

四 門柱その他他人の見やすい箇所に、規則で定める様式による犬を飼養している旨の標識を表示すること。

2 前項第二号の規定は、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第九条第五項で準用する同法第五条の規定の適用を受ける犬の所有者には適用しない。

（昭四一条例一三・昭四三条例三八・平三条例一九・一部改正）

（けい留義務）

第三条 犬の所有者は、飼犬についてけい留（人又は家畜その他に危害を加えるおそれがないように丈夫な綱、鎖等をつなぎ、又はおりに入れる等の措置をとることをいう。以下同じ。）をしなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。

一 住居その他の建物の内部又は堅固なへい、さく等で囲まれた場所で、人に危害を加えるおそれのない方法で、犬を飼養するとき。

二 生後九十日以内の犬を飼養するとき。

三 警察犬又は狩猟犬である飼犬をその目的に従って使用するとき。

四 人又は家畜その他に危害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼犬を訓練し、移動し、又は運動させるとき。

五 前四号に掲げる場合のほか、規則で定める場合に該当するとき。

（昭四一条例一三・全改、昭四三条例三八・昭四六条例六七・一部改正）

（放置犬の抑留）

第三条の二 知事は、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第六条第一項に定めるもののほか、前条の規定に違反してけい留のされていない飼犬（以下「放置犬」という。）を抑留することができる。

2 知事は、前項の抑留を行なうため、その指定した職員をして放置犬を捕獲させるものとする。

3 前項の職員は、捕獲に従事する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 知事は、第一項の規定により放置犬を抑留したときは、所有者の知れているものについてはその所有者にこれを引き取るべき旨を通知し、所有者の知れていないものについては規則で定めるところによりこれを引き取るべき旨を二日間公示しなければならない。

5 前項の通知を受け取った後又は前項の公示期間満了の後一日以内に所有者が放置犬を引き取らないときは、知事は、これを処分することができる。ただし、やむを得ない理由

によりこの期間内に引き取ることができない所有者が、その旨及び相当の期間内に引き取るべき旨を申し出たときは、その申し出た期間が経過するまでは、処分することができない。

(昭四三条例三八・追加、昭四六条例六七・一部改正)

(放置犬等の薬殺)

第三条の三 知事は、犬が人又は家畜その他に危害を加えることを防止するため緊急の必要がある場合において、狂犬病予防法第六条第一項又は前条第一項の規定による抑留を行なうことについて著しく困難な事情があると認めるときは、関係市町村長の意見を聞いて、区域及び期間を定め、その指定した職員をして野犬及び放置犬を薬殺することができる。この場合において、知事は、人又は家畜に被害を及ぼさないように、当該区域内及びその近傍の住民に対して、野犬及び放置犬を薬殺する旨を周知させなければならない。

2 前項の規定による薬殺及び住民に対する周知の方法は、規則で定める。

(昭四三条例三八・追加)

(措置命令)

第四条 知事は、人又は家畜その他に危害を加えた飼犬又はかむくせのある飼犬については、その所有者に対し、危害防止のため必要があると認める限度において、当該飼犬について口輪をつける等の措置をとるべきことを命ずることができる。

(昭四一条例一三・昭四三条例三八・昭四六条例六七・一部改正)

(飼犬が危害を与えた場合の届出等)

第五条 飼犬が人をかんだことを知ったときは、当該飼犬の所有者は、ただちに当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長にその旨を届け出るとともに、その飼犬について獣医師の検診を受けなければならない。ただし、当該区域が福島市の場合は福島市を管轄する保健所の長に、郡山市の場合は郡山市を管轄する保健所の長に届け出なければならない。

2 犬にかまれた者は、当該事実が発生した区域ごとに規則で定める機関の長にその旨を通報しなければならない。ただし、当該区域が福島市の場合は福島市を管轄する保健所の長に、郡山市の場合は郡山市を管轄する保健所の長に通報しなければならない。

(昭四一条例一三・平二九条例二二・平二九条例九八・一部改正)

(立入調査)

第六条 知事は、第三条の規定による措置の状況又は第四条の規定による措置命令の履行状況を調査するため必要があると認めるときは、その調査のため必要な限度において、その

指定した職員をして飼犬を飼養している場所（人の住居を除く。）に立ち入り、当該措置の状況又は措置命令の履行状況を調査させることができる。

2 第三条の二第三項の規定は、前項の規定による立入調査をする場合について準用する。

（昭四一条例一三・昭四三条例三八・昭四六条例六七・一部改正）

（費用の徴収）

第六条の二 知事は、犬の所有者が第三条の二第一項の規定により抑留された放置犬の返還を求めたときは、その所有者から次に掲げる額の費用を徴収する。

一 飼養管理費 一頭一日につき 六百元

二 返還費 一頭につき 五千七百元

（昭四三条例三八・追加、昭四九条例一九・昭五七条例一七・昭六〇条例一五・平三条例一九・平九条例二五・一部改正）

（事務処理の特例）

第七条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により、次に掲げる事務は、福島市及び郡山市が処理することとする。

一 第三条の二第一項の規定による抑留

二 第三条の二第二項の規定による捕獲

三 第三条の二第四項の規定による通知及び公示

四 第三条の二第五項の規定による処分

五 第三条の三第一項の規定による薬殺及びその旨の周知

六 第四条の規定による命令

七 第五条第一項の規定による届出の受理

八 第五条第二項の規定による通報の受理

九 第六条第一項の規定による立入調査

（平一二条例七六・追加、平二九条例九八・一部改正）

（適用除外）

第八条 この条例の規定は、いわき市の区域においては、適用しない。

（平一二条例七六・追加）

（罰則）

第九条 第四条の規定による措置命令に従わないで、当該命令に係る措置をとらなかつた者は、三万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（昭四一条例一三・平四条例三四・一部改正、平一二条例七六・旧第七条繰下）

第十条 次の各号の一に該当する者は、拘留又は科料に処する

- 一 第三条の規定に違反した者
- 二 第五条第一項前段の規定に違反して、届出をしなかつた者
- 三 第六条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(昭四一条例一三・全改、昭四六条例六七・一部改正、平一二条例七六・旧第八条
繰下)

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(平一二条例七六・旧第九条繰下)

附 則

この条例は、昭和三十三年六月一日から施行する。

附 則 (昭四一年条例第一三号)

- 1 この条例は、昭和三十九年七月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附 則 (昭四三年条例第三八号)

この条例は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附 則 (昭四六年条例第六七号)

- 1 この条例は、昭和三十七年一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭四九年条例第一九号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭五七年条例第一七号)

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭六〇年条例第一五号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年条例第一九号)

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第二条第一項第二号から第四号まで及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年条例第三四号)

- 1 この条例は、平成四年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年条例第二五号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第七六号）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二九年条例第二二号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第九八号）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際犬による危害の防止に関する条例第七条各号の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもので、この条例の施行の日以後においては福島市長が処分その他の行為を行うこととなるものは、この条例の施行の日以後における犬による危害の防止に関する条例の適用については、福島市長がした処分その他の行為とみなす。